

札幌第 971 号
令和 2 年（2020 年）5 月 28 日

各

同行援護事業所
行動援護事業所
移動支援事業所

 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

**「新型コロナウイルス感染症に係る同行援護等の臨時的な取扱い
について」の一部変更について**

日頃から、札幌市の障がい福祉行政に多大なる御協力を賜り、また、今般の新型コロナウイルス感染症対策にご尽力を賜り御礼申し上げます。

このたび、「新型コロナウイルス感染症に係る同行援護等の臨時的な取扱いについて」（令和 2 年 5 月 14 日札幌第 705 号）における内容を、下記のとおり一部変更しましたので、通知いたします。

記

1 変更内容（抜粋）

変更前	変更後
<p>1 買い物代行等の報酬算定に係る要件 下記の全ての要件を満たす利用者について、報酬算定を可能とする。 (1) <u>居宅介護（家事援助）の支給決定を受けていないこと。</u></p>	<p>1 買い物代行等の報酬算定に係る要件 下記の全ての要件を満たす利用者について、報酬算定を可能とする。 (1) <u>居宅介護（家事援助）の対象者要件に該当しないため、買い物代行等のサービス利用ができない（支給決定の申請予定又は申請中の場合を含む）こと。</u></p>
<p>3 留意事項 (3) <u>当該取扱いを認める期間は、札幌市において、<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づく、緊急事態措置が解除されるまでの間</u>といたします。</u></p>	<p>3 留意事項 (3) <u>当該取扱いを認める期間は、<u>新型コロナウイルス感染症が収束するまでの当面の間</u>といたします。なお、当該取扱いを終了する場合は、<u>別途通知</u>いたします。</u></p>

2 変更後の通知

「新型コロナウイルス感染症に係る同行援護等の臨時的な取扱いについて（第 2 版）」（令和 2 年 5 月 28 日札幌第 972 号）・・・・・・・・・・別添

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市障がい福祉課 給付管理係
TEL：011-211-2938 Fax：011-218-5181
E-mail：sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp